

No. 30 愛西市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
上下水道部 下水道課		0567-55-7124	直 通	0567-26-1011
住 所	〒496-8555 愛西市稲葉町米野308		担当者氏名	片山・伏屋
U R L	https://www.city.aisai.lg.jp/		E-mail	gesuido@city.aisai.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額（転換）	限度額（転換以外）	人槽区分	限度額（転換）	限度額（転換以外）
5人槽	246,000	172,000	11～20人槽	補助しない	補助しない
7人槽	285,000	199,000	21～30人槽	補助しない	補助しない
10人槽	363,000	255,000	31～50人槽	補助しない	補助しない
			51人槽以上	補助しない	補助しない

(2) [令和7年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
24	18 (内転換8)	3					45 (内転換8)

前年度実績基数 (23基 (内転換3))

(3) [補助対象地域]

- ・次の区域を除く区域
 - ①農業集落排水事業地区
 - ②コミュニティ・プラント事業地区
 - ③公共下水道事業計画区域及び日光川下流域下水道事業計画区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建物）
- ②浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもので、かつ、浄化槽機能保証制度に基づき保証登録されたもの
- ③変則浄化槽 みなし浄化槽（以下「前置浄化槽」という）及び雑排水並びに前置浄化槽からの排水を併せて処理する装置を組み合わせたものであつて前号浄化槽と同じ処理能力を有するもの

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②建物又は土地を借りている者で、貸主の承諾が得られない者
- ③販売の目的で浄化槽等付住宅を建築する者
- ④11人槽以上の浄化槽を設置する者
- ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し及び浄化槽調書の写し
- ②設置図及び排水経路図
- ③設置場所の案内図
- ④浄化槽等設置工事見積書（既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に係る補助を受けようとする者は、同槽の撤去に係る費用を示す書類）の写し及び工事請負契約書の写し
- ⑤建物又は土地を借りている者は貸主の承諾書
- ⑥直近の既存みなし浄化槽の保守点検、清掃等を実施した年月日を確認できる書類又は申請時において既存みなし浄化槽を使用していることを証明する書類（既存みなし浄化槽の転換の補助を受けようとする者に限る）
- ⑦直近のし尿くみ取りを証する書類（領収書）の写し又は申請時においてくみ取り便槽を使用していることを証明する書類（くみ取り便槽の転換の補助を受けようとする者に限る）
- ⑧既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽の現況写真（撤去の補助を受けようとする者に限る）
- ⑨全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあつては、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑩小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいた保証登録証
- ⑪型式適合認定書の写し

- ⑫型式適合認定書別添使用書及び図面の写し
- ⑬浄化槽設備士免状の写し（昭和63年3月31日以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し）
- ⑭前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：補助事業の完了後30日以内。最終期日は当該年2月10日（その日が閉庁日に当たる場合は、それ以前の最も近い開庁日）のいずれか早い日まで
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法第7条の規定に基づく検査手数料及び浄化槽法11条の規定に基づく検査の初回手数料の納入済の浄化槽法定検査依頼書及び浄化槽法定検査契約書の写し
- ③浄化槽の設置に要した費用の領収書及び請求書の写し（既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に要した費用の領収書及び請求書の写し）
- ④浄化槽設置工事の写真（施工前・施工中・施工完了）
- ⑤既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽撤去工事の写真（撤去前・撤去中・撤去完了）
- ⑥既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽撤去前最終清掃実施記録の写し（転換の補助を受けようとする者に限る）
- ⑦浄化槽設備士の証するチェックリスト
- ⑧浄化槽法第10条の2第1項の規定に基づく浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑨浄化槽法第11条の2の規定に基づく浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑩前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の上乗せ補助を行っている
- ②くみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ③既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限10万円の補助を行っている（供用開始3年以内事業費の2/3との低い方）

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください